

### ■計画策定の趣旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者の多くは女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）を制定し、平成16年度、平成19年度、平成25年度と三度の改正が行われています。平成20年1月にDV防止法が一部改正され、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが、努力義務になったことから、本市においても、平成25年3月にDVの防止とDV被害者の支援を推進するために「鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定しました。また、平成25年の改正では、生活の本拠を同じくする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされることとなりました。

今回の「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の策定にあたり、当該計画についても見直しを行い、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援について総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

### ■用語の定義

この計画において、DVとはDV防止法が対象とする「配偶者からの暴力」をいいます。配偶者には、事実婚や元配偶者を含みます（生活の本拠を同じくする交際相手も対象）。また、DVを受けた人を「DV被害者」といいます。

### ■計画の性格

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画であり、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と一体的に策定します。

### ■計画の期間

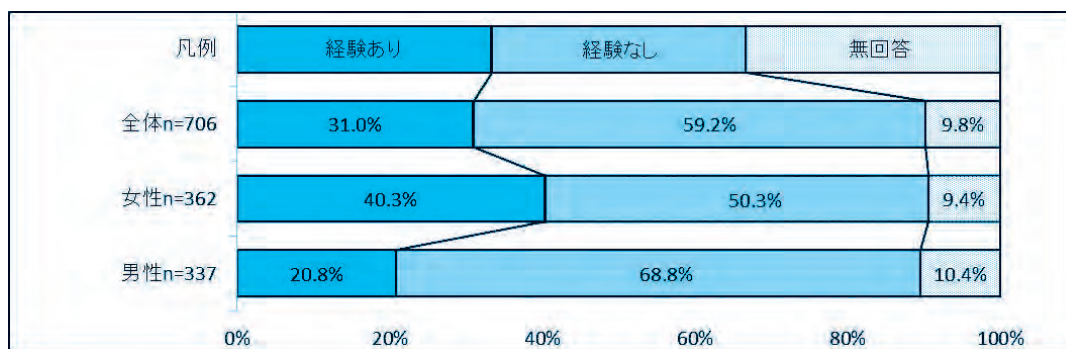
この計画の期間は、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と同様に、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

## 主要施策 1 DV被害を防止する啓発推進

### 【現状と課題】

- ・DVは暴力を手段にして、相手を支配しようとするときに起こり、背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。
- ・DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、潜在化してしまうことがあります。
- ・DVの経験を性別にみると、すべての項目で「女性」の経験者の割合が高くなっています。「女性」の経験者の割合が最も高いのは「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」の27.9%で、これに「いやがっているのに性的な行為を強要された」の17.4%が続いています。
- ・市民及び職員に対して、男女の人権尊重やDVの正しい理解、相談情報等の広報や啓発を継続して行うことが必要です。
- ・交際中の若いパートナー間で起こるデートDVについて啓発が必要です。

### DV経験の有無



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

### 〔施策の方向性〕

- ①DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- ②DV等の暴力に関する相談窓口の情報を、市民に対して提供します。
- ③若い世代の人たちに、デートDVについて啓発を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
36 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	家庭や地域、職場等におけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●DVやセクハラ等の防止に関する意識啓発</li> <li>●DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催</li> <li>●女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発</li> <li>●図書館におけるDV防止に関する図書資料等の充実</li> </ul>	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課

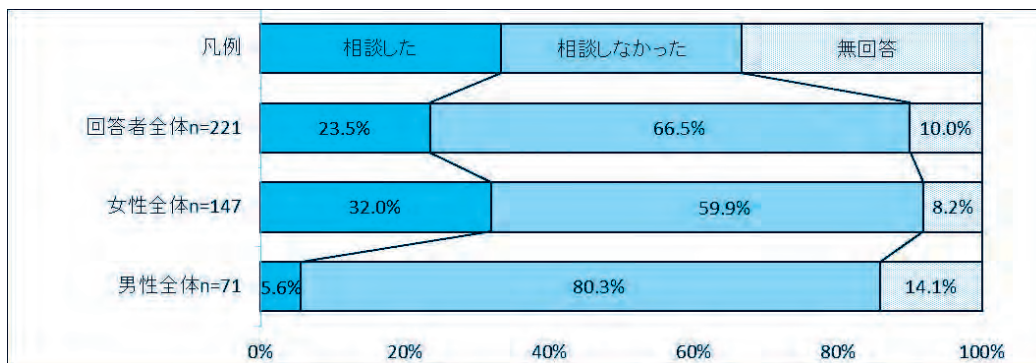


## 主要施策 2 相談体制の充実

### 【現状と課題】

- ・相談の秘密は厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。
- ・被害者本人だけでなく、子どもがDVの被害者になる場合があるため、相談の際に配慮しなければなりません。
- ・男性のDV被害については、専門の相談機関が佐賀県DV総合対策センターにあり、電話相談による対応を行っています。
- ・DVを受けた時「相談した」のは「男性」の5.6%に対し「女性」は32.0%となっており、特に「女性」の『30～50歳代』で「相談した」人は50%台となっています。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」の55.8%が最も多く、これに「自分にも悪いところがあると思ったから」の40.1%が続いており、以下、回答割合の高い方から、「自分が我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(34.7%)、「相談しても無駄だと思ったから」(22.4%)の順となっています。
- ・相談体制の充実及び相談窓口の周知を図ることが必要です。
- ・被害者の保護、自立支援等、円滑で切れ目のない支援を必要とするため、関係部局や関係機関が連携し、相談を受ける必要があります。

### DVについての相談の有無



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

### 〔施策の方向性〕

- ①DV被害者支援マニュアルに基づいて、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- ②被害者の負担を軽減するため、相談のワンストップサービスの推進を図ります。
- ③様々な立場のDV被害者が相談しやすいような体制を整えます。

具体的施策	施策の内容	担当課
37 DV被害者支援に係わる相談体制の強化	関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報の保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口の周知</li> <li>●庁内相談担当者間の連携強化</li> <li>●被害者の安全と安心の確保</li> <li>●相談のワンストップ化の推進</li> <li>●被害者の特性に応じた相談体制の確立</li> <li>●学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談</li> </ul>	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課
38 女性（母子）に係わる相談機能の充実	複雑多様化する女性の相談に対応するため、専門相談員及び担当職員による相談機能の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談員や担当職員の研修等への積極的参加</li> <li>●女性相談員の設置と相談</li> </ul>	市民協働推進課 こども育成課
39 二次被害を起こさないための体制の強化	相談を受ける職員の対応による二次被害を起こさないために体制を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者支援マニュアルに基づく支援</li> <li>●関係課会議の開催</li> </ul>	市民協働推進課 関係各課



### 主要施策3 DV被害者の自立支援

#### 【現状と課題】

- ・DV被害者は、置かれている環境によって必要な支援が異なります。
- ・DVが日常化すると、被害者は自分を責めたり、逃げる気力も失うことがあるため、通常の相談とは異なる対応が求められています。
- ・相談を受ける職員は被害者の状況と希望を聞き、適切な支援を行う必要があります。
- ・被害者支援を行う機関や団体とつながりを持ち、被害者の希望する支援を円滑に行う必要があります。

#### 〔施策の方向性〕

- ①DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。
- ②関係する部署が情報を共有し、それぞれの役割を明確にし、支援に取り組みます。

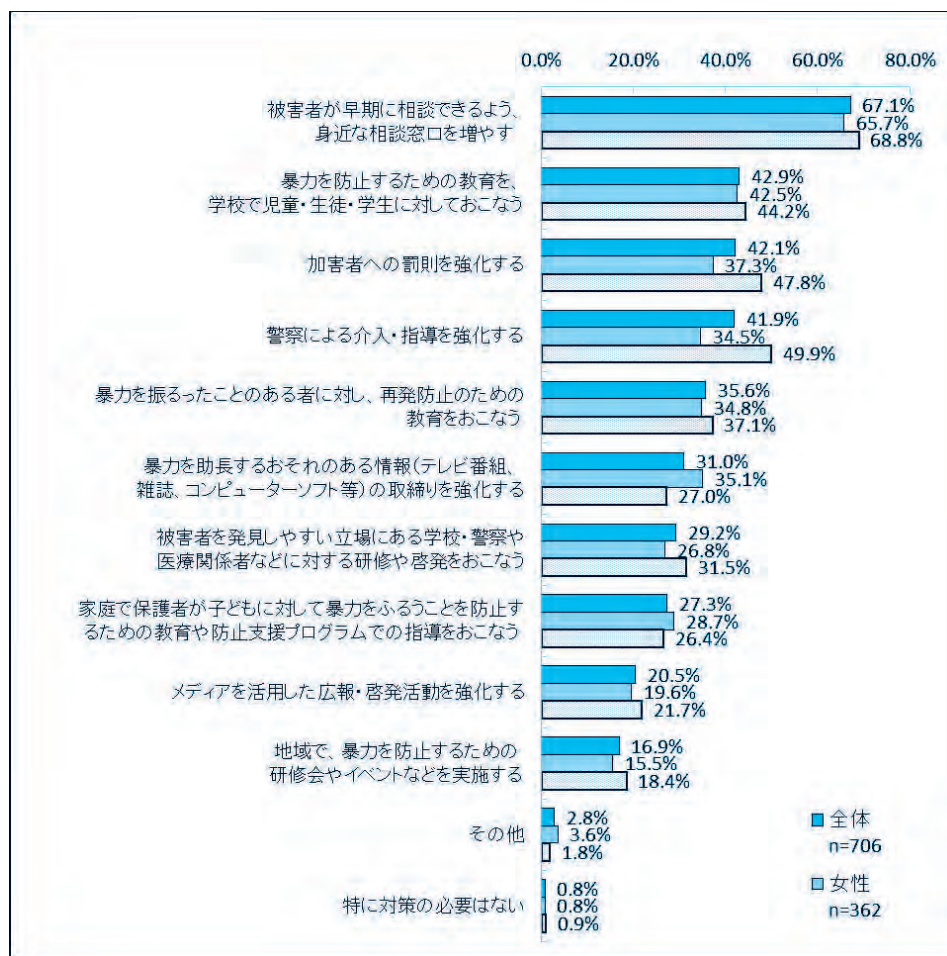
具体的施策	施策の内容	担当課
40 DV被害者の自立に向けた支援の充実	<p>関係課が連携を保ちながら被害者を見守り、必要に応じて自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係課会議における被害者支援の検討</li> <li>●就業支援や法的支援等必要に応じた情報提供</li> <li>●市営住宅への優先入居等の被害者支援</li> </ul>	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課

## 主要施策 4 関係機関の連携・協力

### 【現状と課題】

- ・被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。
- ・それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

### 女性への暴力をなくす方法



資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

### 〔施策の方向性〕

- ①関係機関の相談窓口の連携を強化するとともに、相談者の立場に立った受入体制を整えます。
- ②被害者が市外で相談を受ける事例もあるため、県や他市町との情報の共有、連携の強化を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
4 1 あらゆる暴力の早期 発見と防止対策	DVや児童虐待等あらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。 ●市民相談における早期発見 ●要保護児童等対策地域協議会の開催 ●園児・児童・生徒犯罪防止連絡会議の開催 ●各種相談・健診での早期発見	市民協働推進課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
4 2 関係機関との連携の 推進	DV被害者の支援を円滑に進めるため、県や警察署、他市町等と連携し、支援体制を充実します。 ●DV支援機関連携会議への出席 ●保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席	市民協働推進課 こども育成課

